

## 労働者が自発的に健康管理に取り組み健康教育を



愛知労働局長 新宅 友穂

### 健康管理

をスローガンとして10月1日から7日まで全国で展開されます。

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度第63回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきたところです。今年度の全国労働衛生週間は、

愛知県における業務上疾病の発生は、減少傾向にありましたが、最近は増減を繰り返し、年間400人前後で推移しています。昨年は376人と前年と比べ53人（12・4%）の減少となりました。これは、昨年の夏は例年と比べ暑かったものの熱中症が大幅に減少したこと、災害性腰痛が大幅に減少したためですが、熱中症に関しては、6月の早い時期から、各事業場で周知・啓発活動に努めて頂いた結果であると感謝しております。なお、災害性腰痛は、昨年は減

少したものの、長期的には減少傾向になく、未だ業務上疾病全体の約6割を占めているため、今後一層対策を強化する必要があります。また、愛知県における定期健康診断の有所見率は上昇傾向にあり、平成22年は50・2%と初めて50%を超えましたが、昨年は50・3%と前年比で0・1ポイントの上昇になりました。血糖、尿酸、尿蛋白、心電図の有所見率は前年比で若干減少しましたが、生活習慣病に繋がる血圧、血中脂質、肝機能の有所見率は減少していません。第11次労働災害防止計画では「定期健康診断結果における有所見率の増加傾向に歯

止めをかけ、減少に転じさせる」ことを目標として掲げており、この目標を達成するためにも、各事業場で有所見者に対する事後措置や保健指導等を徹底して頂くとともに、労働者が、自発的に健康管理に取り組むよう健康教育をお願いします。さて、警察庁の発表によると、全国で14年連続して3万人を超える自殺者が発生しており、その約3割が被雇用者と言われています。そのうち自殺の原因・動機に勤務問題等を挙げているものが約3割とも言われています。また、精神障害等による労災申請件数が増加しており、職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みが重要となつていきます。しかしながら、取り組みの必要性を感じない、取り組み方が分からない等という理由で未だメンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場が少なからずあります。

関係しては、衛生委員会等において、メンタルヘルスケアに関する事業場の現状とその問題点を明確にするともに、その問題点を解決する具体的な実施事項等についての基本的な計画（「心の健康づくり計画」）を策定・実施することが重要です。そして、関係者に対する教育研修や情報提供を行うとともに、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の4つのケアを効果的に推進し、職場環境の改善、メンタルヘルス不調者への対応及び職場復帰のための支援に取り組んで頂くようお願いいたします。取り組み方が分からない等の理由でメンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場については、愛知産業保健推進センター内に設置されたメンタルヘルス対策支援センターが無料でメンタルヘルス対策に係るあら

「心とからだの健康チェック みんなで進める

ゆる相談に応じていますので、積極的な活用をお願いします。

また、労働者の受動喫煙を防止し、快適な職場環境を形成するため、平成23年10月より飲食店、旅館等で喫煙室を設置する事業場に対し、費用の4分の1を助成する受動喫煙防止対策助成金制度が開始されています。制度の積極的な活用をお願いします。

いします。

さらに、化学物質による重篤な疾病を予防する観点から、指針対象物質を取り扱う場合等には、ばく露防止対策の徹底をお願いします。

労働衛生管理活動を的確に推進し健康確保のための対策の徹底を図るには、経営トップの強い決意とリーダーシップのもと、衛生管理者、産業医



等の選任及び衛生委員会等の設置などによる労働衛生管理体制の確立が重要であり、労働衛生管理水準を着実にレベルアップしていかねばなりません。そのためには、リスクアセスメントを中核とする労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）を導入することが有効です。まだ導入されていない事業場において、導入に向けて早急な取り組みをお願いします。

## 第63回全国労働衛生週間スローガン

心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理

会員事業場限定無料

### メンタルヘルス相談室

当協会では、産業カウンセラー・特定社会保険労務士資格を持った専門相談員が、メンタル不調者発生時の対応策、関係規定の作成・整備等の適切な労務管理の実施に向け、相談を無料で行っています。

ぜひご利用下さい。

相談日 毎週火・金曜日13～17時

場所 当協会相談室

お問い合わせ・お申し込み先

名北労働基準協会

企業の労働110番

☎052-961-7110